

2026年 3月 4日
全国港湾25発第53号
港運同盟発26一第5号

厚生労働省 職業安定局
局長 村山 誠 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次

港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、昨年に起きた能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 能登半島地震並びに青森県東方沖地震により被災した港湾について

(1) 2024年1月1日に発生した、「能登半島地震」は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在も、完全な復旧には至っていない。については、各港運事業者や各当該労働局との連携を強め、引き続き雇用調整助成金率100%を続け、事業の継続と雇用の場を確保すること。

(2) 昨年に発生した青森県東方沖地震では、八戸港が地域経済・物流機能のみならず、災害時の物資輸送や復旧活動の拠点として極めて重要な社会インフラであり、その機能回復の遅れは地域全体の復興に重大な影響を及ぼします。関係省庁をはじめとする関係機関においては、必要な財政措置および人的支援を講じ、現場の実情を踏まえた迅速かつ着実な復旧・復興を図るよう努力すること。

2. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、

燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁である国交省と連携を図りながら船社・荷主(団体)に対し、港湾運送料金を産別協定が順守でき、適正な労務コストを繰り入れた原価計算による港湾運送料金の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

3. 港湾労働法の遵守並びに全港・全職種適用拡大について

労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省・関係労働局・港運労使との四者協議を開催すること。

4. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)

尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議を行うこと。

(2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。また、港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法という許可事業者には雇用された労働者とするを目的に貴省を含めた関係省との協議会設置を図ること。

5. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域とする法的措置(港湾労働の定義改定など)について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数・検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

これまでの申し入れの結果を踏まえ、双方準備が整い次第早急に四者協議の開催を図り議論を深めること。

7. 屋外労働者に対する酷暑期の熱中症対策について

近年国内において、地球温暖化に伴う夏場の猛烈な暑さが見受けられ、その期間も年を追うごとに長期化している。屋外労働者は酷暑のなかで作業に従事しており、各職場において暑熱対策をおこなっているが、熱中症になりやすいリスクは拭えていない。

所管する省庁として、本年改定された職場における熱中症予防基本対策大綱の徹底に加え、気温などの数値が危険域に達した場合、作業を中止させるなど屋外労働者を守るべく必要な改善を講じること。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO 第 137 号条約〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約〕を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告(第 145 号〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する勧告〕第 160 号〔港湾における職業上の安全及び衛生に関する勧告〕)についても同様の措置を講じること。

9. 国際バルク港湾政策については、国が主導して推進してきた政策であることを踏まえ、その成果および課題を検証するとともに、国の責任において必要な見直しと支援策の強化を行うことを求めます。

国際バルク港湾は、我が国のエネルギー・資源の安定供給を支える基幹インフラであり、その整備・運営の方向性は、国の港湾政策そのものとして位置付けられるべきものである。しかしながら、港湾間競争の激化や取扱量の変動、荷主主導によるコスト圧力の下で、現場には過度な効率化が押し付けられ、港湾機能の維持や労働環境の確保に深刻な影響が生じています。

このため、国は国際バルク港湾政策を単なる「選択と集中」にとどめることなく、港湾機能の持続性、災害対応力、港湾労働者の安全と雇用の安定を含めた総合的な観点から再構築し、必要な財政措置および制度的支援を講じる責任があることを明確にすること。

10. 石炭火力発電所の休止・廃止に関しては、事業者の個別判断に委ねるのではなく、国のエネルギー政策としての責任を明確にした上で対応することを求めます。

石炭火力発電所は、我が国の電力安定供給を支える基幹電源の一つであると同時に、石炭輸送を担う港湾機能や関連産業、港湾労働者の雇用と密接に結び付いており、休止の進行は、電力供給のみならず、港湾の取扱量減少や地域経済、雇用に深刻な影響を及ぼすものであります。

昨年6月に開催した、「第3回連絡対策会議」では、発電事業者に対し、情報提供や必要な説明を要請されたが、石炭を利用し、製品を作る製造事業者においても石炭輸送を担う港湾機能や関連産業、港湾労働者の雇用と密接に結び付いていることは明白であることから、同様の措置を早急に取り組むように求めます。

よって、石炭火力発電所の休廃止を進める場合には、国がエネルギー政策全体の中で位置付けを明確にし、港湾機能の維持、関連労働者の雇用確保、代替輸送・代替産業への円滑な移行を含めた総合的な対策を、国の責任において講じることを強く求めます。

以 上